

国内人権機関をつくろう！

市民集会 in KOBE

2025年9月13日 兵庫県立のじぎく会館

(本日のタイムテーブル)

- 13:00-13:05 第1部 司会あいさつ 高橋美和子
- 13:05-13:10 主催者あいさつ 福井昌子
- 13:10-13:45 講演「国内人権機関について知ろう」藤原精吾弁護士
- 13:45-13:50 分科会準備（机椅子並べかえなど）
- 13:50-14:00 休憩
- 14:00-15:00 第2部 分科会に分かれてグループワーク
- 15:00-15:10 休憩
- 15:10-16:40 第3部 分科会報告とコメント（藤原精吾・菅原絵美・寺中誠）
- 16:40-16:45 今後の取り組みの説明 高橋ひでのり

(分科会とファシリテーター)

ジェンダー 寺中誠（東京経済大学客員教授）

こども 山下裕子（子ども情報研究センター）

外国人 小森恵（反差別国際運動）

原発避難者 小橋かおる（人権擁護者・有害物質）

障害者 松波めぐみ（大阪公立大学アクセシビリティセンター特任准教授）

公権力による人権侵害 濱島隆昌（国民救援会）

ヘイトスピーチ 藤本伸樹（ヒューライツ大阪）

国内人権機関全般 菅原絵美（大阪経済法科大学教授）

一国内人権機関全般分科会の参加者は2階の会議室204に移動してください。それ以外の分科会は大ホールで開催します。参加される方は裏面の配置図を参考に移動してください。

(今後の取り組み)

- ・集会の実行委員会を母体にネットワーク結成を準備します
- ・国内人権機関（NHRI）設立推進 NGO ネットワークの動きに連携します
- ・国会議員などへのロビー活動をおこないます

(お願い)

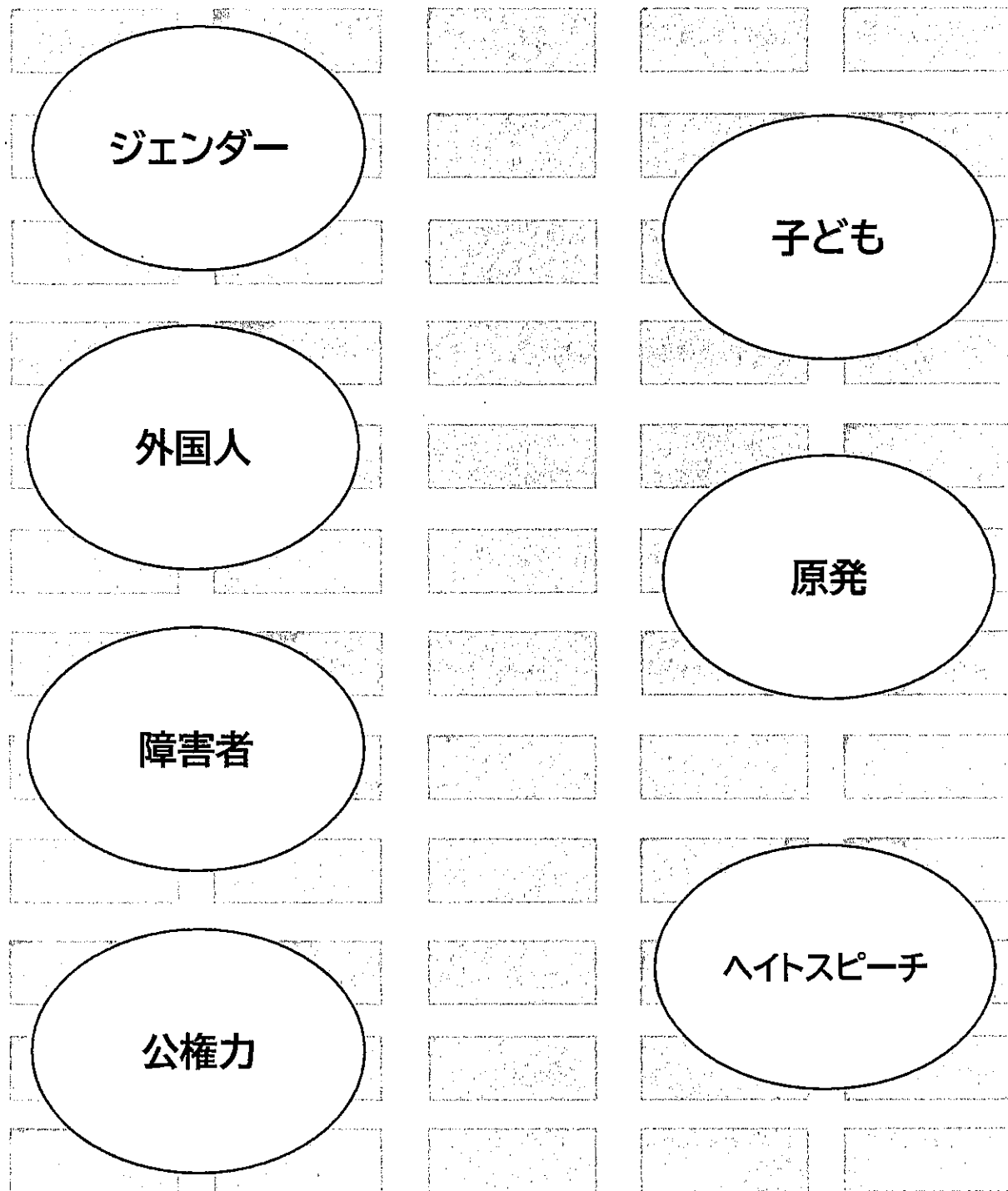
- ・お帰りの際はアンケートを受付に提出いただくかスマホでの回答を14日中にお寄せください。
- ・音声を聞き取りにくい方は、ステージ右側前列でUDトークをスクリーンで映写しますのでご利用ください（第1部と第3部）正確さに課題がありますがご容赦ください。

(主催) 国内人権機関をつくろう！市民集会 in KOBE 実行委員会

(人権共同行動のよびかけにより兵庫県などの個人・団体があつまり今年6月に結成されました)

連絡先 ja4hr@gmail.com

ステージ



↑ 出入口 ↓

「政府から独立した人権機関を作ろう」 市民集会 in KOBE

のじぎく会館
2025年9月13日

ともに考え、取り組む
弁護士 藤原精吾

すぐそばでこんなことが起こった ①

★神出病院患者虐待事件（2019年12月発覚）

★厳寒の神戸拘置所で被収容者が凍死（2006年1月7日）

★大阪拘置所で手話通訳禁止（2011年9月）

聴覚に障害をもつ被収容者との面会に、手話を認めない（筆談を強要、その後改善）

★1995年阪神淡路大震災での聴覚障害者、TVニュース字幕無し

2011年3月11日東日本大震災時、孤立した聴覚障害者、警報も配給連絡も聞取れず

こんなことも起こっていた

②

★鳥取県営住宅入居拒否事件

2009年鳥取県営住宅に、当選した聴覚障害者など3名の入居拒否
県住管理人（「障害者の一人暮らしは火事など心配。自治会活動にも支障がで
る。」という）

★ 入管での収容者を、医療拒否で死亡させた 名古屋入管ウイシュマさん事件2021年3月

★川崎市で、写真に『ゴキブリ、ウジ虫、朝鮮人』と書き込んでSNSにアップ

3

こんなことも起こっていた

③

★ 公安情報とるための違法警察活動

名古屋高裁判決2024年9月判決

● 無罪確定者の指紋、顔写真の違法保管

名古屋高裁2024年8月判決

● 袴田事件で、警察が有罪証拠でっち上げ

24年9月静岡地裁判決

● 大川原化工機事件 2020年逮捕、2025年えん罪で国家賠償、謝罪

こんなときどうする？

④

- ㊦盲導犬を連れて食堂に入ろうとしたら、拒否された
 - ㊦教師ですが、視覚障害が進んで視力が衰えたら、解雇された
 - ㊦精神疾患があるとして、精神科病院に強制入院させられ、
5年以上退院できない
 - ㊦ALSで介護時間を増やして欲しいと言っても、市が認めない
-

人権があるとはどういうこと？

⑤

「・・・の人権を有する」と書いてあっても、侵害されたとき、回復する制度があるか

欠格条項など法律や制度が人権侵害をしている。これを変えさせることができるか

障害があつたり、外国人は差別されても仕方ないと考えている人が多い。どうすれば？

人権侵害を受けた、差別された、 そんな時頼りになるのはどこ？

⑤

- 1, 裁判所はどうしてくれる？
- 2, 法務局の人権擁護課は助けてくれる？
- 3, 弁護士会はどこまでできる？

●● 強制不妊手術をされた飯塚さんが裁判にたどり着くまで20年以上の道のり

裁判所、法務局、弁護士会

⑦

① 裁判という方法

→ 訴状を書いて出せ、解決するまでに長期間かかる。
事後的な金銭賠償が原則。法律になれば権利がない。
人権条約は関係ない。 人権侵害の原因に立ち入るのは無理

② 法務省人権擁護課に相談し、申立てをするという方法

→ 人権擁護委員は調査権限なし。職員は素人。法務局長（又は大臣）の決済で決める。法律や、警察や入管、刑務所など公権力による人権侵害には対応できていない。

③ 弁護士会の人権救済制度

→ 警察刑務所など侵害者が調査に応じなければお手上げ。

そこで

政府にモノが言える人権機関が欲しい ⑧

人権侵害をやめさせ、予防するために必要な組織は。

早い：「助けて！」と言えば動いてくれる

安い；費用がかからない

うまい；侵害者に話して、調停してくれる

賠償の支払いだけでなく、今後侵害を止めることを考える
制度や慣行を改めるように提言できる、人権教育をする

役に立つ人権機関とは①

◆公権力の人権侵害も含む、すべての人権を保護できる

[規範] 国際人権条約と調和した国内法、規則、慣行を整備し、実施を促進。

[権限] 行政や警察、あるいは法律が起こす人権侵害にも対応、
大きな権力をもった組織が人権侵害をしている時、それを救済し、正す
活動ができる組織と権限をもつこと。

◆[政府から独立して]自ら調査し、意見を述べ、勧告、提案ができる
未批准の国際人権条約への加入を促進する活動ができる

◎憲法または法律に基づいて設置する、
人権の擁護に特化した 準司法機関

役に立つ人権機関とは②

▶委員の選任と身分の保障を通じての独立性

政府権力や社会的強者に対して、忤度せずはっきりと物言えるように、人権委員会の委員は、人権にかかわる社会集団の多元的な代表を確保できる手続によって、ふさわしい人を選任され、任期中政府によって一方的に解任されないよう身分保障されること。

11

役に立つ人権機関とは③

①

▶財政と事務局の自立を通じた独立性

政府から独立した活動が出来るようにするために、自前の建物と事務局職員をもち、そのための政府から支配されない、予算財源を与えられること。

◎韓国で2008年李明博大統領の時、職員2割削減（後に回復）、
フリピンで2018年ドゥテルテ大統領が予算ゼロに、議会在回復

12

役に立つ人権機関とは④

⑫

◆活動の広がり

- 1, 救済のための勧告、調停、裁判（アミカスキュリエ）を通じての解決を図ること。
- 2, 人権教育を行うこと
- 3, 法律、規則、行政慣行の改正や改革を勧告する。【政策提言機能】
- 4, 問題について自由に検討、公開調査、司法その他の機関と協議し、広報し、人権NGOとの関係を発展させること。
国際人権条約への加入を促進し、国連、条約機関などの国際機関と協力すること

13

この4つのことを決めたのが「パリ原則」だった

⑬

1993年12月20日 国連総会決議

「人権の促進及び擁護のための国家機関の地位に関する原則」

原則Ⅰ；権限と責任を通じての独立性

原則Ⅱ；委員の選任と身分の保障を通じての
独立性

原則Ⅲ；財政と事務局の自立を通じた独立性

原則Ⅳ；活動の広がり

- 1, 調査・救済・調停を通じての解決
- 2, 人権教育を行うこと
- 3, 法律、規則、行政慣行の改正や改革の【政策提言】
- 4, 問題について自由に検討、調査、国際機関との協力
NGOとの関係を発展させること。

これらの原則を充さなければアウト

国内人権機関の歴史

(National Human Rights Institution)は何時から

◆ 政府から独立した人権機関の歴史

1946年、国連経済社会理事会は、人権委員会または情報機構という形での国内機関の設立について加盟国を召集、議論した。

1970年代以降、国家機関ではあるが、立法府、行政府、司法部から直接コントロールされない「政府から独立した」人権機関の必要性が認識されるようになった。

1980年代には軍隊や警察の権力濫用による人権侵害、マイノリティーに対する構造的・社会的差別などの人権侵害に対して行政や司法がその役割を果たしていないことが明らかとなり、1990年までは、ごくわずかの国内人権機関しか存在していなかったが、1990年以降、急速に設置する国が増え、2009年には70か国で設置され、2024年には116か国に118の機関が設置されるに至った。

韓国は2001年に国家人権委員会を設立

⑮

▶ 大きな市民運動が要求して、金大中大統領の公約を実現

初代委員長は大韓弁護士会元会長

委員は11名 大統領が4名、国会が4名、大法院長（最高裁長官）が3名を指名し、大統領が任命する。委員中4名以上は女性

▶ 独自の事務局と建物を持つ

職員は約250名、人権NGO活動家も職員として採用

幾つかの部門（障害者差別、子ども、女性）などがある

▶ ソウルにある国家人権委員会▶



韓国国家人権委員会の活動例

①6

2005年、ハンセン病患者の人権実態調査を行い、過去の大規模な人権侵害の真相を究明し、それに応じた名誉回復等のための特別法を制定することなどを勧告

差別解消のためにハンセン病の実態を知らせる教育と広報を学生や市民に実施し、偏見を払しょくさせていくことも含まれている

2007年にはハンセン特別法（ハンセン病患者被害事件の真相究明と被害者の生活支援等に関する法律）が制定

外国人収容施設について公開調査を実施し、2018年には施設の外国人の人権が改善されるよう勧告（鉄格子で囲まれた居室や懲罰房の改善、家族とのコミュニケーション等）

オーストラリア人権委員会では（1）

①7

人権委員会は、人権委員会法により設置された、国家から独立した機関

人権委員会の基盤は、同国が批准している人権諸条約であり、国内法等により、

- ・ 人権についてのコミュニティへの教育
- ・ 国家として重要な人権問題の公開調査
- ・ 反差別立法の下での違法な差別に関する苦情の解決
- ・ 委員会の事務に関連のあるケースにおいて、法廷の友（アミカス・キュリエ）として裁判所へ人権事件の法的支援をする
- ・ 立法の改善や実現及び人権に関する政策に関し、政府に提言すること

オーストラリア人権委員会 (2)

委員の選任

⑮

委員長、人権委員、性差別委員、障害差別委員、人種差別委員、アボリジニ及びトレス海峡諸島民正義委員、年齢差別委員及び全国子ども委員。

人権委員会の委員は、新聞広告を出し応募した求職者の中から、人権委員会の代表3人で構成する「選考委員会」(パネル)により候補者が絞られる。

パネルが候補者を司法長官に推薦。司法長官は、推薦された候補者以外に候補者を推薦しない。司法長官は、推薦された候補者以外に候補者を推薦しない。司法長官は、推薦された候補者以外に候補者を推薦しない。

19

オーストラリア人権委員会 (3)

公開調査

⑯

人権委員会は、国の政策に関わるような調停になじまない案件については、公開調査という手法を採用

『彼らを家庭に；盗まれた世代』

(「Bringing Them Home; Stolen Children report (1997))

司法長官の委嘱により実施された公開調査の報告書。多くの勧告を行う。州政府が、数十年にわたり、親からアボリジニの子どもたちを強制的に引き離し、白人の施設に収容したり、白人家庭の養子としていたりしていた実態が明らかとなり、その後、2008年2月13日に、オーストラリア政府は「盗まれた世代」に対して、初めて公式に謝罪した。ラッド首相は政府および国の代表として、議会で謝罪した。

このような全国的な公開調査の手法は、障害者や子どもを巡る問題において、大きな成果をあげる。

20

オーストラリア人権委員会 (4)

ヘイトスピーチ規制 (国内人権機関の活動)

②0

オーストラリアは、1966年に人種差別撤廃条約に加入。批准に向けて75年に「反人種差別法」を制定。

先住民・アボリジニなどの民族的マイノリティへの暴力・差別がなくなり、89年に人権委員会が、全国調査を実施

91年に、「オーストラリアにおける人種的暴力についての全国的リポート」を発表。連邦・州の法制度が不十分として、67項目の勧告

95年、連邦政府、ヘイトスピーチに対する民事規制を内容とする「人種的憎悪禁止法」を制定

被害者は、人権委員会に救済を申立てることができる。和解に至らない場合には、裁判を起こすことができる。

21

オーストラリア人権委員会 (5)

難民収容所、刑務所

②1

人権委員会は、難民収容所の収容者や刑務所の受刑者からの苦情申立ても受け付けている。

受刑者については、オンブズマンが積極的に取り組んでおり、申し立て内容により、人権委員会あるいはNSWオンブズマンが対応している。

22

*フィリピン人権委員会

②②

1986年アキノ大統領「大統領人権委員会」設置

1987年憲法「ここに人権委員会と呼ぶ独立した機関を設置する。」

法曹委員会により提出される6名以上の名簿

←大統領によって5名任命

スタッフ 600名の独立機関

警察、軍隊、新人民軍による人権侵害申立 多い

ドゥテルテ大統領の違法薬物戦争による超法規的殺人を職権調査

2018年予算要求6億7800万ペソ（14億5000万円）を

→下院議院1000ペソ（2200円）議決・・・市民の反発、海外の抗議→上院6億9350万ペソ（15億円）修正承認

23

*インド連邦人権委員会

②③

1993年人権保護法に基づき設立

委員5名 任命委員会の勧告→大統領任命

スタッフ301名（2018年時点）

刑務所などに拘留中のすべての死亡事例

→検死と録画 刑務所訪問調査

警察の超法規的殺害、横暴の審問、調査、勧告

警察などの公務員に対する人権教育優先

24

*韓国国家人権委員会（続）

②4

〔救済対象〕 憲法・国際人権条約で保障されたすべての人権

■公権力による人権侵害

不当逮捕、偏向捜査、自白強要、徹夜取調べ

捜査機関、拘禁施設、軍隊における人権侵害救済申立が多い

拘禁施設30%、警察20%

■私人間の人権侵害 差別中心

学校、障害者・高齢者などの社会福祉施設
で発生する人権侵害

■女性差別

25

世界118ある国内人権機関

②5

アジア太平洋だけでも

・オーストラリア、バーレーン、バングラデシュ、フィジー、インド、インドネシア、イラク、ヨルダン、カザフスタン、キルギスタン、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ネパール、ニュージーランド、オマーン、パキスタン、パレスチナ、フィリピン、カタール、韓国、サモア、スリランカ、タジキスタン、タイ、東ティモール、トルクメニスタン、ウズベキスタン、

・+台湾（中華民国）でも国内人権機関にあたる「国家人権委員会（National Human Rights Commission, NHRC）」が正式に設立された
2020年8月1日

26

国際社会から何度も設立を勧告されている日本

②6

国連委員会 98年、2008年、2014年

- ◆自由権委員会社会権委員会（1998年、2008年、2014年、2024年）
- ◆社会権委員会（2001年、2013年）
- ◆女性差別撤廃委員会（2003年、2009年、2016年、2024年）
- ◆人種差別禁止委員会（2008年、2014年、2018年）
- ◆拷問禁止委員会（2013年）
- ◆子どもの権利委員会（1988年、2004年、2010年、2019年）
- ◆障害者権利委員会（2022年）

●国連人権理事会〔UPR 普遍的定期的審査による勧告〕

- ◆2008年、2017年、2012年、2017年、2023年で5回

27

国連人権条約機関からは、 どのように勧告されているのですか ②7

- ◆2024年10月29日の女性差別撤廃委員会（CEDAW）は、
「非常に重要な事項として「パリ原則に則った国内人権機関を速やかに創設するよう強く勧告する（第22項）。」

- ◆2022年9月9日の障害者権利委員会（CRPD）の総括所見では、
「日本にはパリ原則に沿った国内人権機関が存在しないことに懸念を示し、パリ原則を完全に遵守した国内人権機関を設立することを勧告する。」（「障害者政策委員会」や法務省ではダメと）

28

日本の企業内人権は国際社会の目にさらされている

②⑧

2023年8月、国連ビジネスと人権作業部会報告者が訪日調査
【報告】

- ◆長時間労働、女性差別をはじめ、技能実習生などの問題があること、ジャニーズ事件など、メディアとエンターテインメント業界でハラスメントや性的な暴力が不問に付されている文化を指摘
- ◆長時間労働による精神疾患が増えていること、残業時間の例外を設けていることに懸念を表明
- ◆企業の多くが国連の「指導原則」への認識が欠けていることを指摘
政府にその取り組みを求めた

【勧告】国内人権機関の創設

日本の各分野で人権機関を求める声は高い

②⑨

- ◆女性差別撤廃を求める、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを守れ
- ◆子どもの権利を守れ
- ◆ビジネスによる人権侵害をなくせ
- ◆警察・刑事拘禁施設・入管での人権侵害
- ◆精神疾患での虐待や長期入院をなくせ
- ◆アイヌ・先住民族の権利を守れ
- ◆外国人差別、ヘイトスピーチをなくせ
- ◆部落差別などあらゆる差別をなくせ

ヘイトスピーチをやめさせたい

③⑩

対象は在日だけでなく、中国人、ブラジル人、様々な立場の外国籍者、アイヌ、沖縄、被差別部落、障害者、LGBTなどに向かう

川崎のsさん：インターネット上で私の写真を入手して、「ゴキブリ、ウジ虫、朝鮮人」と書き込む。ゴキブリやウジ虫のイラストを貼り付けた郵便物が届く

◆今もある政府による制度的差別

朝鮮学校にマスク配らず。

高校教育無償化から除外

◆入管で日頃起こっている事件。難民認定率の低さ。

⇒◆日本国の外国人政策が根底にある

警察の人権侵害を監視する（Ⅰ） ③⑪

諸外国の警察監視機関（Ⅰ）

フランス

権利擁護官—大統領に6年任期で任命される独立行政機関

警察などが公安活動を行うに際して職務規律を遵守しているかどうかを監視

スペインの「人民の擁護者」も同様の制度

イギリス

元あった警察に対する市民の苦情を専門に担当する「独立警察苦情委員会」を前身として2018年設置され、市民の立場で独立して警察の不適切な行為を調査し、懲戒などの処分を勧告、政策提言や市民への報告をする。

委員は一般公募により、政府が任命する。

警察の人権侵害を監視する (2)

③②

スウェーデン

国会オンブズマン 1809年設置

公務員の作為、重大な法令違反・怠慢・不当な場合→特別検
察官として訴追 国家機関の100%がオンブズマン判断に従う

ニュージーランド

Independent Police Conduct Authority (独立警察監視機関)

警察に対する苦情を考慮し、その処理を監督する独立機関 警察の一部門ではない
警察官の不正行為、怠慢、警察官が引起した死亡事故、重傷事故を調査
→その結果は勧告、公表

議会によって選任される5人以内の委員で構成、委員長は現職若しくは退任裁判官
25~30人のスタッフ

❖ 日本の国家公安委員会や都道府県公安委員会がどんな実情か知っていますか？

33

政府から独立した人権機関は本当にできますか？

③③

できます！

なぜなら、国際社会から多くの設置勧告を受けている、

①しかも、人権機関の創設は、日本が加入している障害者権利条約上の義務
です

②2012年の民主党内閣の時、「人権委員会設置法」として国会
に法案が提出されています（政権交代で廃案に）

③今、立憲民主党や共産党、社民党、公明党、国民民主党、れい
わ新撰組などは設立を政策に掲げています

❖ 自民党と参政党だけが積極的に反対

政府から独立した人権機関を求める運動

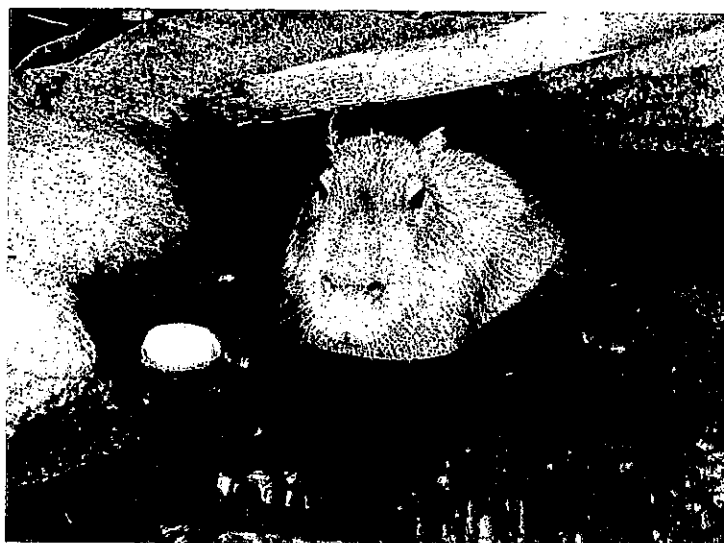
③4

人権機関の設立を求める人権NGOは沢山あります。

今日の市民集会のメンバーが関わる諸団体をはじめ、
JD（日本障害者協議会）JDF（日本障害者フォーラム）、DPI、アムネス
ティ、国民救援会、部落解放同盟、全解連、自由人権協会
子どもの人権連（NPO）、外国人権法連絡会、そして日弁連

市民の声を大きく結集し、国会（議員）を動かすこと
です！

おしまい



◆ ご静聴ありがとうございました。

パリ原則 1993年12月20日 国連総会 決議

A：権限と責任

1. 国家機関は、人権の促進と保護に関する権限を付与されるものとする。
2. 国家機関には、可能な限り広範な権限が与えられるものとし、その権限の範囲は憲法または法律の条文において明確に定められ、その構成および権限の範囲を規定するものとする。
3. 国家機関は、以下の責任を負うものとする：
 - (a) 政府、議会、およびその他の権限を有する機関に対し、関係当局の要請に応じてまたはその権限に基づき、人権の促進と保護に関する事項について、意見、勧告、提案、報告書を提出すること。国家機関は、これらを公表することを決定することができる。これらの意見、勧告、提案、報告書、および国家機関の権限は、以下の分野に関するものとする：
 - (b) 国家が当事国である国際人権条約と調和した国内法、規則、慣行の整備と実施を促進し、その有効な実施を確保すること；
 - (c) 上記の条約の批准または加入を促進し、その実施を確保すること；
 - (d) 各国が条約上の義務に基づき、国連機関および委員会、ならびに地域機関に提出する報告書作成に貢献し、必要に応じて、その独立性を尊重しつつ、当該問題について意見を表明すること。
 - (e) 国連および国連システム内のその他の機関、地域機関、ならびに人権保護および促進の分野に権限を有する他国の国内機関と協力すること。
 - (f) 人権教育および人権研究のためのプログラム策定を支援し、学校、大学、および専門家団体におけるその実施に参加する。
 - (g) 特に情報および教育を通じて、またあらゆる報道機関を活用し、国民の意識を高めることにより、人権およびあらゆる形態の差別、特に人種差別と闘う取り組みを周知する。

B：構成および独立性と多元性の保証

1. 国家機関の構成およびその構成員の任命は、選挙によるかその他の方法によるかを問わず、人権保護および促進に関与する（市民社会の）社会的勢力の多元的な代表を確保するために必要なあらゆる保証を与える手続きに従って決定されるものとする。特に、以下の代表者との、あるいはその存在を通じて、効果的な協力関係を構築できる権限を与えるものとする。
 - (a) 人権および人種差別と闘う取り組みを担当する非政府組織、労働組合、関連する社会団体および職業団体（例えば、弁護士、医師、ジャーナリスト、著名な科学者などの団体）
 - (b) 哲学的または宗教的思想の動向
 - (c) 大学および有資格の専門家
 - (d) 議会
 - (e) 政府機関（これらが含まれる場合、その代表者は諮問機関としての立場でのみ審議に参加すべきである）。
2. 国家機関は、その活動を円滑に実施するための適切なインフラを備えていなければならない。

特に十分な資金を確保することが必要である。この資金の目的は、国家機関が独自の職員と施設を保有し、政府から独立し、その独立性を損なう可能性のある財政的支配を受けないことを可能にすることにある。

3. 国家機関の構成員の安定した任期を確保するため、

C：運営方法

その運営の範囲内において、国家機関は次の事項を行うものとする：

- (a) その権限内に属するいかなる問題についても、政府から提出されたものか、または上級機関への照会なしに自ら取り上げたものか、その構成員または申立人からの提案に基づき、自由に検討すること；
- (b) その権限内に属する状況の評価に必要な情報を収集し、いかなる人物からも聴取し、いかなる文書も取得すること；
- (c) 直接または報道機関を通じて一般世論に意見を表明し、特にその意見や提言を公表するため、
- (d) すべての構成員が適切に招集された後、定期的にまたは必要に応じて会議を開催し、
- (e) 必要に応じて構成員から作業グループを設立し、その機能を果たすために地方または地域支部を設置し、
- (f) 人権の促進と保護を担当する他の機関（特に、人権擁護官、調停者、類似の機関を含む）と協議を維持すること；
- (g) 国民機関の活動を拡大する上で非政府組織が果たす根本的な役割を考慮し、人権の促進と保護、経済的・社会的発展、人種差別との闘い、特に脆弱なグループ（特に子ども、移民労働者、難民、身体的・精神的に障害のある者）の保護、または専門分野に特化した活動に従事する非政府組織との関係を構築すること。

D：準司法的権限を有する委員会の地位に関する追加原則

国家機関は、個人に関する苦情や請願を審理し検討する権限を付与されることがあります。これらの案件は、個人、その代理人、第三者、非政府組織、労働組合の団体、またはその他の代表団体によって当該機関に提訴されることがあります。このような場合、上記で述べた委員会の他の権限に関する原則を損なうことなく、委員会に委ねられた機能は、以下の原則に基づいて行われることがあります：

- (a) 調停による友好的な解決を模索し、法律で定められた範囲内で拘束力のある決定を行うか、必要に応じて機密保持を前提として行うこと；
- (b) 申立てを提出した当事者にその権利、特に利用可能な救済手段を通知し、それらへのアクセスを促進すること；
- (c) 苦情や申立てを審査し、または法律で定められた範囲内で、他の権限を有する機関に送付すること；
- (d) 権限を有する機関に対し、特に法律、規則、行政慣行の改正や改革を提案することで、特に申立てを提出した者が権利を主張する際に直面した困難を引き起こしたものである場合、勧告を行うこと。

アジア域内の国内人権機関による取り組み事例

以下の事例は、今年 11 月刊行予定の ANNI 年次報告書 2025 と、2019 年に発表された国内避難民に関して国内人権機関が果たす役割についての報告書 (<https://docs.un.org/en/A/HRC/41/40>) から抜粋したものです。

ANNI (Asian NGO Network on National Human Rights Institutions) は、アジアの各国で活動する NGO のネットワークです。自国の国内人権機関の活動をモニタリングする NGO と、国内人権機関がない国ではその国に国内人権機関を設置するために活動する NGO で構成されています。2025 年現在、21 の国と地域の 33 の NGO が参加しています。

公式ウェブサイト <https://forum-asia.org/anni/>

ANNI 年次報告書 2023 (全文公開)

https://forum-asia.org/wp-content/uploads/2023/10/Anni_report_2023-10-27-0100-1.pdf

調査権限

- マレーシア人権委員会は 2025 年 1 月、タイビン刑務所での拘留中の死亡事案と、刑務官による暴力行為で 100 人以上の囚人が負傷した複数の事案を調査した。5 月にはこの状況に関する公開調査を行い、その公聴会にはジャーナリストや市民団体が参加した。
- フィリピンでは、政治的反対派や人権活動家、NGO、ジャーナリストなどが共産主義者や「テロリスト」のレッテルを貼られ（レッドタギング）、反テロ法の名のもとに不当な逮捕、拘禁、脅迫、殺害などの標的とされている。フィリピン人権委員会はレッドタギングとなる行為や慣行を特定し、関連する人権侵害や虐待の防止策についての提言をまとめるため、2024～25 年にかけて「レッドタギング事案に焦点を当てた人権擁護活動家（HRDs）の現状に関する公開調査」を実施した。
- アフガニスタン人権委員会は、国内避難民と帰還者が置かれる人権状況のモニタリングを行い、全国レベル、地域レベルで国内避難民のニーズを満たすよう求める勧告事項を盛り込んだ報告書をまとめた。モニタリングで得られた情報は国内避難民のニーズを政府や人道支援機関などに伝えるデータであり、政府による対応策の根拠となる。
- ネパール人権委員会は、地震後の救援物資配布プログラムを綿密に監視し、厳しい状況に置かれた人々が差別なく支援を受けられるようにした。

政策提言

- フィリピン人権委員会は 2022 年、気候変動が人権に及ぼす影響を調査した。この調査は、石油やガスを扱う企業の役割に注目し、「ビジネスと人権に関する指導原則」で示されている企業の人権尊重義務を推進しようとするものでもあった。報告書では政府と企業により大きな責任を果たすよう求め、各国政府が損失や損害に対して補償する仕組みを確立し、汚染企業に罰則を科し、環境活動家を法的に保護するよう求めている。
- フィリピン人権委員会は、災害、国家による人権侵害（反テロ法による強制失踪や超法規的処刑など）、資源開発などによる立ち退きなどによって発生した国内避難民の状況をモニタリングしている。モニタリングセンターを開設し、モニタリングツールを開発した。国内避難民法の制定を提言している。

- ・ ジョージア、ケニア、メキシコ、フィリピン、スリランカ、ウガンダの国内人権機関は、国内避難民に関する国内法の制定や政策の策定に度々関与し、プロセスを主導することもあった。国内人権機関は、国内避難民の移動の自由の権利を重視し、帰還は情報に基づいた、自発的で安全なものでなければならないとしている。また、帰還が安全で人権上の懸念がないとする政策を評価する役目も担う。

政府に対する立法的助言・国際協力

- ・ 2024 年 7 月、マレーシア人権委員会委員長に元控訴裁判事が就任し、2027 年までにローマ規程、難民条約、強制失踪防止条約をはじめとする重要な人権条約を批准すること、ASEAN が域内の人権擁護者を保護するための措置を講じることを政府に要請した。

政府からの独立

- ・ マレーシア人権委員会は設置法を改正し、独立性強化、権限範囲拡大、多元主義を実現させた。2023 年の改正では、委員の 3 割以上を女性とすること、少なくとも 1 人は障害者とすること、子どもの委員を制度化すること、現役の政治家を禁止すること、調査権限を強化することなどが盛り込まれた。
- ・ フィリピン人権委員会は憲法によって設立されているが設置法はない。そのため、市民団体の協力を得て、政府や議員に「CHR 憲章」法案の可決を要請した（2025 年 1 月に下院歳出委員会で承認）。その後、下院及び上院の本会議で承認されれば法律として成立する。CHR 憲章が制定されれば、委員長選考プロセスの透明化、財政的自律性など、パリ原則への準拠度が強化される。

多元主義

- ・ フィリピン人権委員会の委員 4 人のうち 3 人が女性。そのうちの 1 人はムスリムで、地域的宗教的な多様性を反映させている。
- ・ マレーシア人権委員会の 7 人の委員のうち委員長を含む 5 人が女性。委員の経歴も、不平等、民族、難民、公衆衛生、女性、ジャーナリズムなど多岐にわたる。

市民社会との協力

- ・ タイ人権委員会は、人権委員への面会要請を速やかに承認するなど、市民団体と積極的に連携している。市民団体との協力は、難民の状況、ミャンマーの人権状況、人権擁護者に関する活動など多岐にわたっている。
- ・ スリランカ人権委員会は、様々な人権分野で市民社会組織と連携するためにテーマ別小委員会を設置している。人権擁護活動家や市民団体は委員と直接対話し、権利侵害を報告し、解決策を提案することができる。

出典： 一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）
<https://www.hurights.or.jp/archives/institutions/>

国内人権機関

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

世界人権宣言第1条

世界人権宣言第1条を読むと、人権は、生まれた瞬間からすべての人が等しく持つ権利であり、他者を差別してはならないことがわかります。性別、人種、民族、宗教、障害の有無などに関係なく、すべての人は生まれた時から人としての権利をもっています。自分以外の誰かの人権を踏みにじったり、奪ったりする行為は人権侵害であり、人として許される行為ではありません。

国内人権機関は、人権を守るための国の組織です。人権侵害行為が認められる場合はそうした行為をやめさせ、再びさせないようにし、すべての人の人権が尊重されるような社会にするための組織です。その具体的な役割は、1993年に国連総会で採択された「国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）」（1というガイドラインに規定されています。

目次

1. 国内人権機関の役割

1. 人権救済
2. 政策提言
3. 人権教育・啓発
4. 国際協力

2. 国内人権機関の仕組み

1. 中央委員会と地方委員会
2. 人権委員の専門性に偏りがいないこと
3. 人権擁護に関する専門的な知識と経験を持つ事務局職員
4. 活動資金

3. なぜ日本に国内人権機関が必要なのか

1. 人権擁護委員による救済が困難な例

2. 司法による救済が困難な例

4. 国内人権機関があれば十分か

1. 包括的差別禁止法が必要
2. 個人通報制度も必要

5. 国際社会における国内人権機関設置をめぐる流れ

1. 国内人権機関設置に向けた国際社会での流れと現状
2. 日本における国内人権機関をめぐる議論の流れ

6. 国際社会からの勧告一覧

1. 人権条約委員会による総括所見の勧告
2. 国際人権理事会 UPR での勧告
3. 特別報告者・作業部会等からの勧告

7. 国内人権機関 Q&A

1. 日本に国内人権機関ができれば、どういう人権侵害事件を扱うの？
2. 障害者、子ども、女性など、対象別にしたらいいのでは？
3. 国連や人権諸条約機関が国内人権機関を作るよう勧告するのは内政干渉では？

1. 国内人権機関の役割

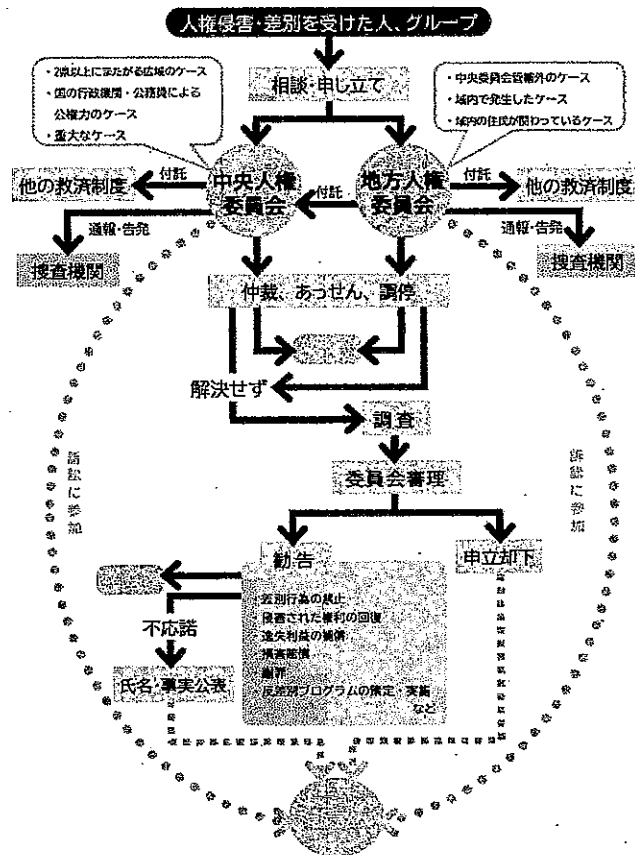
国内人権機関には以下のような役割があります

(1) 人権救済

今の日本ではさまざまな人権侵害が起きています。これまでも、障害者や外国人への入店拒否、学校や職場でのいじめ、ヘイトスピーチ、刑務所内での暴行事件、冤罪、上司から部下に対するハラスメント、労働組合員に対する不利益取扱いなどといった人権侵害が起きてきました。被害者がそうした行為を禁止する法律や施策を求めても時間がかかります。裁判に訴えたとしても、救済されるまでには時間とお金がかかる上、望む救済が得られるとは限りません。ですが、何の対策もなされないままでは、そうした人権侵害行為がずっと続くことになり、状況は改善しません。

被害者の権利を回復するためには、加害者が侵害行為を認め、被害者に謝罪や償いをする必要があります。その解決の手助けをすることが国内人権機関の重要な役割の一つです。

例えば、人権侵害行為の被害者が、誰から、どのような被害を受けたのか、といったことを国内人権機関に相談した場合、相談を受けた国内人権機関の担当者は事実関係を調査し、それが人権侵害行為に該当するのかどうかを判断します。人権侵害行為であることを確認したら、加害者に謝罪を促す、加害者と被害者との調停や仲裁を行う、加害者に適切な人権教育を行うなどして人権侵害の再発を防止する対応をします。国内人権機関は、誰の身にも起こりうる人権侵害を救済するための組織です。



人権市民会議・ブックレット「頼れる『国内人権機関』を一人権にも119番が必要ですー」（2010年4月発行）より転載

(2) 政策提言

政府や国会、行政庁など権限のある組織や議員に対して、すべての人の人権が守られ、侵害されないようにするための提言や助言（意見、勧告、提案）をすることも国内人権機関の役割です。そうした提言や助言は、人権侵害の申立てや、人権侵害行為が疑われる状況の調査などから得られた情報を基に行われます。

国内人権機関は、人権侵害の詳細を確認し、既存の法律や制度が人権侵害の起きている状況に対応できていないのであれば新たな法律や制度を設けるよう勧告や提言などをします。もし、既存の法律や制度が何らかの人権侵害行為の原因になっていることがわかった場合は、そうした法律や制度の廃止や改正を勧告します。また、日本がまだ締結していない人権条約などを締結すべきだと政府に対して批准するよう提言することもあります。

(3) 人権教育・啓発

政治家や公務員といった公職につく人々をはじめ、その国に住むすべての人が人権について学ぶ機会を提供することも国内人権機関の役割です。例えば、新聞、テレビ、ラジオなどの報道媒体をとおして、人権とはどういうものかを伝える、人権を守るためにどういう取り組みが行われているか紹介するなどです。ウェブサイト上のコンテンツの作成、ワークショップの開催など、一人一人が学べる機会や場を設けることもあります。

また、人種、皮膚の色、民族、社会的出身、性別、性的指向などのような事由であっても差別は許されないことを社会に向けて発信し、周知、定着させ、起きている人権侵害をなくすためには何をするべきか、すでになされている取り組みなどについて情報発信することも国内人権機関の役割です。

だれかの人権を侵害してもいい人、だれかの人権を侵害して許される人はいません。国内人権機関は、起きている人権侵害を解決し、人権が尊重される社会にするために、いろいろな取り組みを考え、実行する組織です。そうした

取り組みについて国会に報告をし、メディアを使って市民に周知します。こうした活動は、人権とはどういう権利なのか、どういうことが人権侵害行為に当たるのかといったことを理解する人を増やすことにつながります。国内人権機関は、人権侵害を許さない社会にするために活動する組織と言えます。

(4) 国際協力

国連で採択された人権条約(2は、その条約を締結した国(締約国)において実施されているかどうかを監視する委員会を設置しています。その委員会は各条約が締約国でどれだけ実施されているかを審査しており、一方、締約国は委員会に対して自国内の人権状況やそれまでに受けた勧告などに基づく改善策を報告する責務があります。国内人権機関は、政府がその報告書を作成する際に協力し、意見を伝えるとともに、政府とは別に国内人権機関としてレポートをまとめて提出することが期待されています。

また、国連には、人権高等弁務官事務所(OHCHR)や人権理事会など人権を守るために活動している機関や、人権理事会のもとで特定の人権状況を調査し提言するなどの特定の任務を委託された特別報告者や独立専門家などがあります。国内人権機関は、そうした機関や専門家に協力することもあります。

さらに、各国の国内人権機関は協力した取り組みを行っています。国連に事務局を置く「国内人権機関世界連合」(GANHRI)は、情報交換や相互の発展に向けた活動を行うことを目的として各国の国内人権機関が加盟するネットワークです。その他にも、地域を単位として組織されたネットワークもあります。アジア・太平洋地域には、「アジア・太平洋国内人権機関フォーラム」(APF)があり、18カ国の国内人権機関が正式メンバーとして加盟し(2025年9月現在)、協力体制を築いています(3)。

2. 国内人権機関が機能するためには

国内人権機関はどのような構成なのか、どのような人たちが働いているのかをまとめました。

(1) 中央委員会と地方委員会

人権侵害の救済は国内人権機関の重要な役割の一つです。人権侵害の多くが普段の生活の場で起きていることを考えると、人権侵害を受けた時に相談し、救済を受ける際の頼れる組織は身近な、利用しやすい場所にあることが必要です。例えば、沖縄に住んでいる人が人権侵害の救済を受けようとする際に東京のような遠くまで出向かなければならないとしたら、それは利用しやすい制度とは言えません。委員会がより身近な場所にあるからこそ、実効的に機能する組織になるわけです。その点から、国内人権機関は中央委員会だけあればよいわけではなく、地方委員会がいくつかの拠点にあることが重要だと言えます。

また、地理的なアクセスのしやすさだけでなく、メールやSNSで相談を受けたり、オンラインで相談できることも重要です。

(2) 人権委員の専門性に偏りがいないこと

人権委員は、人権委員会の活動の方向性や方針を決める役割を担います。委員会としての意思決定に多様な意見を反映させるため、委員の専門分野が偏らないようにすることが必要です。

さらに、委員の専門性だけでなく、その選考過程も重要です。その理由は、人権委員を内閣総理大臣が任命し、国会が同意するという仕組みにしていると、政府与党や中央省庁の意向に沿った人ばかりになってしまうリスクがあります。そうならないためには、例えば、中央委員会が委員候補者のリストを作成し、専任にあたっては国会の同意を必要とするなど、偏りのない人選ができる仕組みが必要です。

韓国の事例

韓国国家人権委員会の場合、委員長1人を含む常任委員4人と非常任委員7人の計11人で構成されています。委員11人のうち国会が4人を選任し(常任委員2人を含む。与党と野党)、大統領が4人を任命し(委員長と常任委員1人を含む。20人の候補から4名を選ぶ)、大法院長(最高裁判所長官)が3人を任命する仕組みになっています。任期は3年です。選任、任命される委員には、人権に精通した学者、弁護士、人権活動に関わった経験のある人

だけではなく、市民団体から推薦される人も含まれます。委員の性別に関してもいずれかの性の人が委員の全数の 6 割を超えてはならないと規定されており、その点でも偏りを排除する仕組みになっています。

(3) 人権擁護に関する専門的な知識と経験を持つ事務局職員

委員長や委員だけでなく、事務局で人権侵害の相談に対応し、解決のために動く調査員にも人権擁護に関する専門的な知識と経験が必須です。例えば、大学や大学院で人権に関して学んだ経歴、人権問題に関わり、人権団体に働いた経験などです。そうした人材を採用し、多様な人権課題に対応できる組織にすることが重要です。

(4) 活動資金

国内人権機関が提言活動や人権侵害の救済活動を行うためには資金が必要です。国内人権機関は国の行政機関ですので、その予算は国家予算の一部です。日本の国家予算は、提出された予算案について政府や与党の方針などの観点から質疑を受け、与野党での検討、議論を経て決まります。当然、国内人権機関の予算もそうした議論の対象になります。

一方で、パリ原則では、国内人権機関は「十分な財源」を持ち、その財源は「政府から独立し、その独立性に影響しかねない財政統制の下に置かれることのないよう」にしなければならないとしています。つまり、パリ原則に基づく、予算編成や予算の執行などは国内人権機関が独自の判断に基づいて行えるようにしておく必要があります。このように、国内人権機関が実効性のある組織として活動するには、組織構成、人員、予算（活動資金）がパリ原則に則ったものであることが必要です。

他方で、海外の事例を見ると、パリ原則を満たす国内人権機関であるとしても、活動の実効性や組織の存続が危ぶまれる事態に陥ることもあります。

韓国の事例

2010 年、政府により韓国国家人権委員会の予算や人員が減らされたことがありました。また、韓国の場合、委員長を任命するのは大統領です。そのため、大統領と近い関係にある人物が委員長に就任する可能性が高くなります。つ

まり、もし大統領が人権尊重に力を入れない人物である場合、委員長は同様の傾向の人物が選ばれる可能性が高くなり、結果として国家人権委員会の方針や活動に影響を及ぼすのではないかと懸念がつきまといます。

フィリピンの事例

フィリピン国家人権委員会は 1987 年の民主憲法に基づいて設置されました。憲法に基づいて設置された組織であるにもかかわらず、2018 年に議会で予算案が大幅に削減される事態が生じました。人権委員会は 6 億 7800 万ペソ（約 17 億 5000 万円）の予算を要求しましたが、下院が承認したのはわずか 1000 ペソ（約 2600 円）でした。当時、フィリピンではドゥテルテ政権が麻薬依存者の取り締まりと称して展開していた「麻薬撲滅戦争」により超法規的殺害が頻発していました。人権委員会は、取り締まりを行う際、人権に基づいて行うよう提言し政府を批判したため、政権側が反発して予算を削減しようとしたのです。ただ、この事態に対して国際的な抗議キャンペーンが展開され、下院が承認した予算案は上院で覆され、通常の予算に戻りました。

政権などによる恣意的な判断に影響を受けることのないように、国内人権機関がパリ原則を満たした独立した組織であることは必須ですが、国際社会や市民社会はその国の情勢や政権の意向を踏まえつつ、常に国内人権機関を監視し続けることが必要です。

3. なぜ日本に国内人権機関が必要なのか

(1) 人権擁護委員による救済が困難な例

法務省は、国の機関として法務省人権擁護局、その地方支分部局である法務局、地方法務局及び支局と、法務大臣が委嘱する人権擁護委員とを合わせて、「人権擁護機関」としています。そうした組織がすでにあるにもかかわらず、さらに国内人権機関が必要なののでしょうか？

法務省は、地域での人権相談や人権擁護を目的に人権擁護委員制度を設け、法務大臣が委嘱した約 14,000 人もの人権擁護委員を全国の各市町村に配置しています。法務省のホームページによると、「人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解のある人」が選考プロセスを経て委嘱を

受けることになっていますが、人権についての知識や経験は必須要件ではありません（4）。

人権についての知識や経験がなくても、近隣住民同士のトラブルやその地域ゆえに起きた問題などであれば解決に力を発揮することもあるでしょう。ですが、人権侵害事件には公権力による人権侵害や、制度上の不備による差別的な取り扱いなど、人権擁護に関する専門的な知識や経験がなければ対応が難しい問題が多くあります。具体的には、公権力による人権侵害や、制度上の不備による差別的な取り扱いなどは、人権への理解が深い人であっても問題解決をするのは容易ではありません。

また、現行の「人権擁護機関」は政府からの独立性という点から「バリ原則」を満たしているとは言えません。公権力による人権侵害の例としては、法務省が所管する刑務所や拘置所、入管収容施設で起きる被収容者に対する暴行などがあります。国内外を問わず、拘禁施設内では人権侵害が起きやすく、そうした人権侵害の加害者は刑務官などの公務員です。同じ法務省の職員による人権侵害を、部署が異なるとはいえ、同じ法務省の人権擁護局が公正かつ適切に対応するのが難しいことは容易に想像がつきます。

(2) 司法による救済が困難な例

人権に理解のある弁護士は多くいますし、最初の 30 分間は相談無料という制度を設けている弁護士事務所はたくさんあります。ただ、ほとんどの人権侵害問題は 30 分の相談では解決しないでしょう。また、問題が解決するまで一切の費用負担なしで支援してくれる弁護士事務所はほぼありません。仮に、費用負担がなかったとしても、弁護士に強制力のある調査権限はないことから、人権侵害の加害者側が対応してくれなければ、解決は容易ではありません。

警察や拘禁施設といった公権力による人権侵害の場合、その多くは裁判所に訴えるしかありません。裁判で争うとなれば長期間に及び、多大な費用がかかります。被害の実態を公開の法廷で証言することも求められます。証言すること自体が苦痛を伴い、証言することが二次被害につながることも少なくありません。さらに、裁判で救済されるのは原則として原告、つまりその事件の被害者のみです。特定の人種や民族、障害といった属性による人権侵害や不当な取り扱い、制度的な差別に基づいて起こした裁判で勝訴したとしても、勝

訴の内容が及ぶのは、原則として、その事件の原告のみであり、その原告と属性を同じくする他の個々人には及びません（5）。

人権侵害の影響が広範囲の人々に及ぶ場合、提言機能を持つ独立した国内人権機関であれば、立法府や行政組織に対して適切な提言をするはずで

在日外国人の年金問題

国民年金法の制定当初、国民年金制度には国籍条項があり、在日コリアンなど在外日本人は加入できませんでした。1982 年、難民条約の発効に伴い国籍条項は撤廃されましたが、年金受給に必要な保険料納付期間（当時 25 年）を満たせない、あるいは障害があり当時既に 20 歳を超えていた在日外国人はそれぞれ老齢年金・障害年金の対象外とされました。

1986 年の法改正で、加入資格がありながら未加入だった期間などを合算対象期間（いわゆるカラ期間）として年金受給要件である 25 年に算入できる制度が導入されました。しかし、在日外国人障害者はこの制度の対象になりませんでした。老齢年金についても、改正時点で支給年齢（当時 60 歳）に達していた外国人は対象外とされました。その結果、高齢・障害無年金の問題は現在も続き、公的年金を受給できない在日外国人が存在します。

旧優生保護法

優生保護法は母体保護法として改正される 1996 年まで存続していた法律で、第一条で「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止」することを目的の一つとしていました。これにより、遺伝性疾患や知的障害、精神障害などを持つ人に対して強制的な不妊手術を行うことが法律で認められ、本人の同意なく手術が行われた例は 1 万 7000 件近くありました。強制的な不妊手術はそうした障害を持つ人の生存権の否定であり、生殖の自由や自己決定権に対する人権侵害です。この法律に対しては制定当初から問題視する声がありましたが、法改正までに半世紀近く、2024 年に違憲判決が出るまでには 76 年もかかりました。

公人によるヘイトスピーチ

公人による外国人や在日コリアン、アイヌなど先住民族、女性、性的少数者などへの差別・蔑視発言は、これまでも繰り返されてきました。近年は、国会議員や地方議会議員なども SNS や動画プラットフォームを通じて、アイヌや在日コリアン女性を揶揄したり、日本に在住する外国人に暴力を示唆したり

する発言や、性暴力被害者を貶める中傷を繰り返すなど、ヘイトスピーチがいつそう激化しているように見受けられます。

とりわけ深刻なのは、選挙運動の名のもとに外国人排斥が煽られている現状です。国政選挙や地方選挙では、候補者が有権者に直接訴え、支持を獲得しようとする際、虚偽の情報に溢れた差別的な言説が票集めの手段として利用される事例が顕在化しています。このような排外主義的扇動は、選挙制度そのものが差別の拡散装置として機能してしまう危険性をはらんでいます。

さらに、こうした言動が SNS や動画プラットフォームで繰り返し拡散されることで、排外主義や偏見がより勢いを増して社会全体に浸透していきます。公的立場にある人や公職を目指す人々が、選挙を含む公の場で差別や排斥を煽るヘイトスピーチを繰り返すことは、それを耳にした人々に「こうした発言をしても構わない」「許される」と思わせ、標的とされた人々への反感や敵意を一層募らせる結果を招きかねません。

4. 国内人権機関があれば十分か

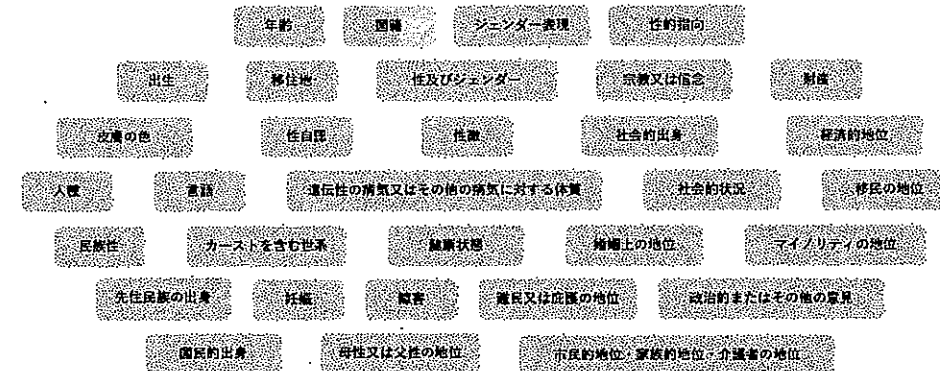
国内人権機関は人権保障のために確かに必要ではありますが、それでは、国内人権機関さえあれば十分な人権保障ができるのかと言えば、そうではありません。

(1) 包括的差別禁止法が必要

国内人権機関の役割の一つは差別を受けたという申立てを受けて、事実を調査し、人権侵害行為を確認したらそれに対して適切に対応することです。そのためには、どのような行為が人権侵害にあたる差別なのかについて明確に定義されていなければなりません。その定義は、国会で制定される法律に規定される必要があります。

差別の対象となる事由は多様です。例えば、国連が 2022 年に発表した『包括的反差別法制定のための実践ガイド』(6) では国際法で認識されている差別事由として以下をあげています。加えて、国は「その他の地位」を理由とする

差別を禁止するなど、「無制限」な差別事由のリストを維持しなければならない、としています。



『包括的反差別法制定のための実践ガイド』より抜粋

上の表に差別を禁止すべき事由として財産、社会的状況などがあるように、差別の原因となるのはジェンダー、人種、民族、障害などの属性だけではありません。また、差別が許されない分野は、教育や雇用といった特定の領域に限定されません。例えば、健康状態や性自認などその人の個人的な状態に関わるような生活のすべての領域において差別が行われることがあってはなりません。さらに、差別の形態は直接差別に限定されず、間接差別(7、交差性・複合差別(8、ハラスメントや虐待、差別への加担など多様な形態をとっています。

そのため、個別の差別禁止法で差別行為を限定的に定義し、対応するだけでは、新たな事由による差別には適切な対応ができません。その点からも、包括的な差別禁止法(反差別法)が必要です。

(2) 個人通報制度も必要

さらに、国内人権機関と包括的差別禁止法さえあればすべての人権課題が解決するというわけではありません。とはいえ、被害者に泣き寝入りさせてしまうようでは正義に反します。

国連の人権条約の中には個人通報制度という、人権侵害の被害者が人権条約委員会に通報し、審査してもらう制度を規定しているものがあります。個人通報制度は、人権侵害の被害者が国内において救済手段を尽くしてもなお救済されない場合、国連の人権条約委員会に通報することができるという制度です。通報を受けた人権条約委員会は、その人権侵害事件を審議し、それに対する見解を出します。この見解に法的拘束力はありませんが、国際レベルの人権基準に則って出された見解を受けた当該国は何らかの対応をするよう迫られることになります。

2025 年現在、自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、移住労働者権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約、子どもの権利条約が選択議定書または条約本体として個人通報制度を定めています。これらの条約のうち、移住労働者権利条約をのぞいて日本が締結しているいずれの条約についても個人通報制度は受け入れていません。そのため、日本に住む市民が個人通報制度を利用することはできません。

日本政府は、個人通報制度を受け入れない理由として、「司法権の独立を侵す可能性がある」という見解を示しています。これに対し、例えば自由権規約委員会はいち早く 1998 年の日本政府報告書審査において日本政府に選択議定書を批准するよう勧告し、「日本が個人通報制度を導入したとしても国内裁判所が行う事実や証拠の評価、国内法の解釈適用に関する再審査を行うものではなく、批准をひかえる理由はない、日本政府が懸念するような問題は生じない」(9)と述べています。つまり、国際社会の考え方からすれば、日本政府が個人通報制度を受け入れない理由は成立しないということです。

国際社会では多くの国が個人通報制度を受け入れています。2025 年 4 月 1 日現在、自由権規約の個人通報制度を受け入れている国は 116 カ国、女性差別撤廃条約の個人通報制度を受け入れている国は 115 カ国(10)あります。個人通報制度が日本でも利用できるようになれば、国内人権機関の取り組みと相まって、日本における人権状況はさらに改善するはずで

このように、国内人権機関に加え、包括的差別禁止法と個人通報制度があれば、国内人権機関との相乗効果が期待できます。この 3 つは人権の保障にとって不可欠な基盤であるといえます。

5. 国際社会における国内人権機関設立をめぐる流れ

国内人権機関が議論されるようになった経緯はどういったものだったのでしょうか国際社会での状況、日本国内での状況をまとめてみました。

(1) 国内人権機関設立に向けた国際社会での流れと現状

国内人権機関が初めて取り上げられたのは、1946 年に行われた国連の経済社会理事会の会議においてでした。この会議で、国連の人権委員会(現在の人権理事会)の活動を活発にするために、国内人権委員会を作ることが提案されました。

その後、世界共通の人権基準を求める動きになり、そうした基準を満たすために国内人権機関はどういう役割が果たせるのか、という議論が交わされるようになりました。その議論を受けて、国連の人権委員会は 1978 年、国内人権機関の構成と役割についてのガイドラインを作成しました。このガイドラインは国連総会で承認され、国内人権機関のない国に対して、国内人権機関を設立するよう要請していくことが決まりました。これが追い風となり、1980 年代には多くの国で国内人権機関が設立されていきます。

1991 年、国連人権委員会で、国内人権機関と国連の協力関係や国内人権機関に期待する役割についての議論が交わされました。この議論が「バリ原則」として結実し、1993 年の国連総会で採択されます。この「バリ原則」は国内人権機関の役割や責任を文書化したもので、すべての国内人権機関が遵守すべき原則です。同じく 1993 年には、国内人権機関のネットワークによる取り組みを調整する組織として、国内人権機関の国際調整委員会(ICC)が人権高等弁務官事務所(OHCHR)に設置されました。ICC は現在、国内人権機関世界連合(GANHRI)に名称が変更されています。それ以来、国連総会では国内人権機関の強化を求める決議が多数採択されています。

GANHRI は加盟する各国の国内人権機関のパリ原則遵守度を審査し、認証評価をしています。2025 年 4 月現在、GANHRI に加盟する 118 機関の評価は、完全にパリ原則に準拠しているとされる A ステータスが 91、部分的にパリ原則に準拠しているとされる B ステータスが 27 です (11)。

(2) 日本における国内人権機関をめぐる議論の流れ

1996 年に制定された人権擁護施策推進法（2002 年に失効）に基づき、法務省に人権擁護推進審議会が設置されました。この審議会の目的は、人権尊重の理念に関する理解を深めるための教育・啓発と、人権が侵害された場合の被害者の救済に関する施策について議論し、総理大臣等に答申することでした。

この結果、1999 年には人権についての理解を深めるための教育についての答申（人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について）、2001 年には人権侵害被害者の救済制度についての答申（人権救済制度の在り方について）がまとめられ、それぞれ公表されました。

この公表を受けて、1 つめの答申については、2000 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立しました。2 つめの答申については、2002 年 3 月に政府が人権擁護法案を国会に提出しました。この法案の内容は、①公権力による人権侵害は差別と虐待に限定し、②労働関係の人権侵害は所掌外とし（厚生労働省と国土交通省の所管）、③メディアによるプライバシー侵害（つきまといや待ち伏せなど）を救済対象とするというものでした。ところが、この 3 点目が報道の自由の侵害（メディア規制）であり、一般市民の知る権利の侵害であるとして強い反対を受けることになりました。また、人権委員会を法務省の外局とした点も強く批判され、結局、翌 2003 年に廃案になりました。

2005 年 2 月、政府および与党が 2002 年の法案に一部修正を加えた上で、再提出の方針を示しました。しかし、7 月には「人権侵害」の定義が曖昧であること、人権擁護委員に国籍要件がないことなどを理由に与党内で反対の声が強くなり、政府は法案提出を断念します。一方、野党の民主党（当時）は 8 月 1 日、国内人権機関を内閣府の外局に設置するとした「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」を国会に提出しました。しかし、8 月 8

日に小泉純一郎首相（当時）が郵政民営化関連法案の否決を受けて衆議院を解散したため、審議未了のまま廃案となりました。

2009 年 9 月に政権が自民党から民主党（当時）に移り、2012 年 11 月 9 日、野田佳彦内閣が人権委員会設置法案を国会に提出しました。この法案は、行政機関の設置を定めた国家行政組織法第 3 条に基づき、国内人権機関を法務省の外局に設置するとしていたことから、パリ原則に準拠しているとは言えない内容でした。その後 11 月 16 日に衆議院が解散され、廃案となりました。それ以来現在に至るまで、国内人権機関を設立する法案は提出されていません。

2015 年、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が合意されました。このアジェンダには世界共通の目標として「持続可能な開発目標」（SDGs）が盛り込まれています。SDGs には 17 の目標と 169 のターゲットがあります。

このうち、目標 16「平和」は「特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する」という内容です。その評価指標である 16.a に、「パリ原則に準拠した独立した国内人権機関の存在」があり、国内人権機関の設立は SDGs のターゲットになっています (12)。



これまでも国際社会では人権尊重の観点から国内人権機関の取り組みを重視し、各国にその設立を求めてきました。また、パリ原則遵守度を指標として国内人権機関を評価することで、よりよい取り組みをし、よりよい成果を生むように働きかけてもいます。すべての人の人権が尊重される状況を実現し、維持することは、国際社会を構成する国として当然の義務であり責務でもあります。その意味でも、国内人権機関の設立は国際社会を構成する一員として必須です。

6. 国際社会からの勧告一覧

自由権規約委員会が1998年に日本に対して「国内人権機関の設立」を求める勧告を出したのを皮切りに、以下のように国連の様々な人権機関が繰り返し同様の勧告を出し続けています。しかし、日本政府は「検討します」という返答を繰り返しているだけです。

(2025年9月現在)

(1) 人権条約委員会による総括所見の勧告

審査年月	人権条約委員会
1998年10月	自由権規約委員会
2001年8月	社会権規約委員会
2003年7月	女性差別撤廃委員会
2004年1月	子どもの権利委員会
2007年5月	拷問等禁止委員会
2008年10月	自由権規約委員会(2回目)
2009年7月	女性差別撤廃委員会(2回目)
2010年2月	人種差別撤廃委員会
2010年5月	子どもの権利委員会(2回目)
2013年4月	社会権規約委員会(2回目)
2013年5月	拷問等禁止委員会(2回目)
2014年7月	自由権規約委員会(3回目)
2014年8月	人種差別撤廃委員会(2回目)
2016年2月	女性差別撤廃委員会(3回目)
2018年8月	人種差別撤廃委員会(3回目)
2019年1月	子どもの権利委員会(3回目)
2022年8月	障害者権利条約委員会
2022年10月	自由権規約委員会(4回目)
2024年10月	女性差別撤廃委員会(4回目)

(2) 国際人権理事会 UPR (普遍的・定期的審査) での勧告

審査年月	審査回次(勧告国数)
2008年5月	UPR 第1回審査(5カ国)
2012年10月	UPR 第2回審査(13カ国)

2017年11月UPR 第3回審査(30カ国)
2023年1月UPR 第4回審査(29カ国)

(3) 国連特別報告者・作業部会等からの勧告

訪日調査年 月	機関名
2005年7月	現代形態の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に関する特別報告者
2010年7月	安全な飲料水と衛生へのアクセスに関連する人権の義務の問題に関する独立専門家
2015年10月	児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する特別報告者
2023年7~8月	国連ビジネスと人権に関する作業部会

7. 国内人権機関 Q&A

Q1 日本に国内人権機関ができれば、どのような人権侵害事件を扱うの？

国内人権機関は、人権侵害を受けた被害者からの申立てを受けて確認や調査などを開始します。その調査によって、国内人権機関が所掌とする人権侵害事案であることを確認してから、事案として扱われます。

国内人権機関が所掌とする人権侵害の内容は設置法に規定される内容によります。例えば、韓国国家人権委員会の場合、設置法第30条で、誰が、どのような場合に委員会に申立てをすることができるのかを規定しています。具体的には、①憲法第10条から第22条までに保障された人権が国家機関、地方自治体、学校などの公的組織によって侵害された場合、または差別行為が行われた場合、②法人、団体、または個人により差別行為が行われた場合です。また、係争中の裁判事案など、所掌外となる事由も定められています。

日本で国内人権機関を設立する場合も韓国国家人権委員会と同様、対象とする人権侵害、または対象外とする事由はその設置法に規定されることになります。

Q2 個別の救済法があれば十分に対応できるの

国連などが人権侵害事案を包括的に扱う国内人権機関を設立するよう要請しているのに対し、政府は、人権侵害の被害者や課題ごとの個別の救済法で対応するという回答を繰り返しています。実際、例えば女性の雇用差別に関しては労働局や機会均等調停委員会といった具合に人権侵害の被害者ごとに異なる組織が対応しています。

人権侵害の被害者となりやすいマイノリティの属性は多様です。また、被害者になりうるのはマイノリティだけとも限りません。加害者のターゲットが次から次へと変わることもありますし、時代と共に人権に含まれる権利が増えていくこともあるからです⁽¹³⁾。

個別の救済法に限ってしまうと、既存の救済法で対象になっていない人々は迅速な救済を受けることができません。そのため、既存の法律に規定されていない人権侵害行為は放置されたり、解決までに長い年月を要したりすることになりかねません。また、1つの属性によってではなく、複数の差別が重なり合うことで生じる交差性・複合差別⁽¹⁴⁾に対しても個別の救済法では対処することは困難です。

こうした点からも、対象ごとの個別の救済法では限界があることは明らかです。迅速な救済を実現するためには、包括的な差別禁止法を制定し、幅広い事案を取り扱う国内人権機関を設立することです。そうすれば、被害者救済の根拠となる個別法の制定に要する時間や労力を省略することができ、より迅速な救済が可能になります。また、対応する人員を集約することも期待できます。このように、国内人権機関の設立が効率的かつ実効的な対策であると言えるでしょう。

Q3 国連や人権諸条約機関が国内人権機関を作るよう勧告するのは内政干渉では？

国連憲章第1条は目的として、「人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励すること」についての国際協力を明記しています。日本は国連に加盟していますが、加盟するということは、国連憲章の目的と原則を受け入れるということです。した

がって、国連の人権保障に向けた取り組みには積極的に協力、貢献し、国連で採択された決議を尊重し、日本の国内で実施することが当然の義務であるといえます。

また、外務省は、「国際社会の人権問題に対処」する際の重要な視点として、「人権および基本的自由は普遍的価値」であり、「各国の人権状況は国際社会の正当な関心事項であって、かかる関心は内政干渉と捉えるべきではない」と明記しています。さらに、「人権は尊重されるべきものであり、その擁護はすべての国家の最も基本的な責務であること」ともしています⁽¹⁵⁾。つまり、日本は、「パリ原則」や国連の人権機関からの勧告等は「国際社会の正当な関心事項」であり、内政干渉として捉えるべきではないと受け止めているのです。

それにもかかわらず、日本政府は、国連や人権条約機関からの勧告などに真摯に耳を傾けていません。人権条約委員会における日本政府報告書の審査などで同じ勧告を繰り返し受けているのは、国際的な人権基準を遵守していないことのあらわれです。国内人権機関の設立を求める勧告については、人権理事会の普遍的・定期的審査（UPR）を含めて1998年から2024年まで勧告を受け続けています。UPRに限れば、多くの国から国内人権機関の設立を求める勧告を受けています。

「国際社会の人権問題に対処」する際の重要な点を挙げる一方で、国際社会からの勧告には耳を貸さないという言行不一致を改め、日本の人権状況は国際社会の正当な関心事であることを再確認し、国際社会からの勧告を真摯に受け止めて、取り組むことこそが国連加盟国の義務です。

加えて、日本国憲法第98条2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定めています。条約機関の勧告に応じることを通じて、条約の遵守を図ることができるのではないのでしょうか。

政府与党は、国内人権機関の設立は繰り返し受けている重要な勧告の一つであることを改めて認識し、実現するために動くべきです。

構成：福井昌子

<脚注>

1) パリ原則を採択した国連決議 48/134 の名称は「National institutions for the promotion and protection of human rights」です。このタイトルは政府などのウェブサイトで「国家機関の地位に関する原則」と訳されたり、「国内人権機関の地位に関する原則」と訳されたりしており、統一した訳はありません。ここでは「国内人権機関」と表記します。パリ原則の日本語訳は以下のサイトに掲載しています。

<https://www.hurights.or.jp/archives/institutions/post-1.html>

2) 2025 年 9 月現在、11 の条約が採択されています。以下のサイトに一覧を掲載しています。

<https://www.hurights.or.jp/archives/treaty/>

3) APF のサイトを参照しています。

<https://www.asiapacificforum.net/members>

4) 法務省ウェブサイトより引用しています。

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken18.html>

5) これはあくまで原則であり、過去には原告と属性を同じくする個人が救済された例もあります。最高裁判所は 2008 年 6 月、婚姻をしていない日本人の父と外国人の母との間に生まれた子は出生後に父親が認知をしたとしても日本国籍を認めないとした国籍法に違憲判決を出しました。これを受けて、同年 12 月に国籍法が改正されました。裁判の原告以外の当事者も救済された数少ない例の一つです。

6) 反差別国際運動 (IMADR) が翻訳出版したガイド P31 を参照し、再構成しています。

https://imadr.net/guide_antidiscrimination_japanese/

7) 間接差別とは、例えば性別の場合、男性を優遇する基準ではないように見えても、それを適用することによって、女性に合理的な理由なく不利益を与えるものを言います。性別に関して用いられることが多いですが、人種や障害に関しても用いられます。

8) 複合差別については以下のサイトで説明しています。

<https://www.hurights.or.jp/japan/multiple-discrimination-and-women/1multiple-discrimination/>

9) 日弁連が作成したパンフレットから引用しています。

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/liberty_pam.pdf

10) 以下のサイトを参照してください。

<https://www.hurights.or.jp/archives/treaty/un-treaty-list.html>

11) Global Alliance of National Human Rights Institution (GANHRI) を参照しています。

<https://ganhri.org/membership/>

12) 外務省のサイトを参照しています。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/data/16/Indicator16.a.1\(metadata\)_ja.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/data/16/Indicator16.a.1(metadata)_ja.pdf)

13) 例えば、比較的新しく認識されるようになった人権としては、知る権利、プライバシーに対する権利、自己決定権、環境権、肖像権、犯罪被害者の権利などがあります。知る権利に対する人権侵害の場合、権利を侵害されるのは日本に住む市民ですし、環境権に対する人権侵害の場合、権利侵害の原因が公害であるならば、その被害者は公害の影響を受ける範囲に住む住民です。これらはマイノリティとは言えない人々が被害者となる一例です。

14) 交差性・複合差別については以下のサイトで説明しています。

<https://www.hurights.or.jp/japan/multiple-discrimination-and-women/1multiple-discrimination/>

15) 外務省のサイトから引用しています。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html>